

広島県告示第四百三三号

ボートパーク広島使用基準を次のように定める。

平成十九年四月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

ボートパーク広島使用基準

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 使用資格（第三条）
- 第三章 使用基準（第四条―第八条）
- 第四章 権利の譲渡、義務の引受け等の禁止（第九条・第十条）
- 第五章 利用契約（第十一条）
- 第六章 共有者（第十二条―第十七条）
- 第七章 スタッフ（第十八条・第十九条）
- 第八章 ボートパーク施設の使用制限（第二十条・第二十一条）
- 第九章 損害の負担及び紛争の処理（第二十二条・第二十三条）
- 第十章 使用許可の取消し（第二十四条）
- 第十一章 使用許可の終了（第二十五条―第二十八条）
- 第十二章 雑則（第二十九条―第三十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 ボートパーク広島（以下「ボートパーク」という。）を広く県民に開かれた施設とし、その適正な運営に資するため、ボートパーク施設の使用と管理に関する基準を定める。

（定義）

第二条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「ボートパーク施設」とは、ボートパークにおいて県民の利用に供する施設のうち県が管理するもの（防波堤及び護岸を除く。）をいう。
- 二 「使用者」とは、第四号に定める指定管理者からボートパーク施設の係留施設（以下「係留施設」という。）の使用許可を受けた者をいう。
- 三 「許可艇」とは、使用者が係留施設に係留することを許可された艇をいう。
- 四 「指定管理者」とは、ボートパーク施設について広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の定めるところにより知事の指定を受けた法人その他の団体をいう。
- 五 「単独所有者」とは、個人であつて、許可艇を単独所有する使用者をいう。
- 六 「共有者」とは、許可艇が個人の共有物である場合において、その許可艇の所有者で

ある使用者をいう。

七 「スタッフ」とは、許可艇を使用する者として指定管理者に登録された者をいう。

八 「第三者」とは、使用者、県及び指定管理者を除くすべての者をいう。

第二章 使用資格

(資格)

第三条 係留施設の使用許可の対象船舶は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

一 係留施設内に係留が可能な船舶であること。

二 排水装置を備えていること。

三 総トン数二十トン未満の船舶にあつては、小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）第七条の規定により通知を受けた船舶番号を船体に表示していること。

四 広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十年広島県条例第一号）第八条の規定により交付された届出済証を船体に表示していること。

五 水上オートバイ、パーソナルウォータークラフト、カヌー、セールボードその他これらに類するものでないこと。

六 その他指定管理者が係留施設の使用を不相当と認めた船舶でないこと。

2 係留施設の使用許可を受ける者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

一 前項に掲げる要件を満たした船舶（以下「資格船舶」という。）の所有者又はリース契約等により資格船舶の独占的な使用权を有する者であること。

二 資格船舶が共有に係るものであるときは、共有者の人数が十人を超えず、かつ、共有者全員が使用者となること。

三 資格船舶が法人の所有に係るものであるときは、法人管理責任者として指定管理者に登録される者がいること。

四 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると県が認める者その他県が係留施設の使用を不相当と認める者でないこと。

3 使用者は、許可艇による航行等の際の事故により生じた損害を賠償し、又は補てんするため、係留施設に入艇するには損害賠償責任保険に加入するよう努めるものとする。

第三章 使用基準

(使用基準)

第四条 使用者は、ボートパーク広島設置及び管理に関する条例（平成十七年広島県条例第五十三号）、ボートパーク広島管理規則（平成十九年広島県規則第五十八号）、この基準、指定管理者との間において締結する利用契約及び指定管理者の指示に従って、ボートパーク施設を使用することができる。

(禁止事項)

第五条 使用者は、次の行為等をしてはならない。

一 ボートパーク施設内において粗野又は乱暴な言動をして他の使用者、見学者等に不安感、不快感等を与えること。

- 二 他人に迷惑となる行為をするなど、ボートパーク施設内の秩序を乱すこと。
- 三 支払期限を経過しても、利用料を支払わないこと。
- 四 支払期限を経過しても、使用者が指定管理者に対して負担する燃料代、許可艇の修理代その他県及び指定管理者との取引に係る債務を履行しないこと。
- 五 ボートパーク施設内において、ボート、ヨット、エンジン、航行機器その他の物品の販売若しくは賃貸又は有償の役務の提供その他これらに類する行為を行うこと。
- 六 知事及び指定管理者の事前の書面による許可なく、継続的に許可艇を使用して第三者にクルージング、釣り、ダイビング等をさせ、又はそれらの役務を提供すること。
- 七 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織若しくはこれに類する非合法的な団体となること又はこれらの団体の構成員若しくは準構成員となること。
- 八 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織若しくはこれに類する非合法的な団体の構成員若しくは準構成員を許可艇に乗船させ、又は許可艇若しくはボートパーク施設を使用させること。
- 九 ボートパーク施設内において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、賭博等の犯罪行為又は法令違反行為を行い、又は使用者が許可艇を使用した者にこれらの行為を行わせること。

(許可艇の変更の禁止)

第六条 使用者は、使用許可期間の中途において、許可艇を変更してはならない。ただし、使用者が変更をしようとする日の一月前に、指定管理者に申請し、その承諾を得た場合は、この限りでない。

(許可艇の保守、管理及び航行責任)

第七条 使用者は、自らの責任で許可艇の保守、管理及び航行を行うものとし、第三者に対し、これらの行為を委託してはならない。ただし、指定管理者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 この基準は、いかなる場合においても、使用者から県及び指定管理者に対して許可艇の保守及び管理を委託したものと解されるものではない。

(規則の遵守義務)

第八条 使用者は、県及び指定管理者がボートパークの使用に関して別に定める規則等を守り、かつ、スタッフに遵守させなければならない。

2 県及び指定管理者は、前項の規則等を制定し、又は変更した場合には、その内容をボートパーク施設内の所定の場所に掲示するものとする。

第四章 権利の譲渡、義務の引受け等の禁止

(権利の譲渡又は義務の引受けの禁止)

第九条 使用者は、有償又は無償を問わず、第三者に対し、ボートパークの使用に関する権利の全部又は一部を承継させ、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 使用者は、有償又は無償を問わず、指定管理者の書面による承諾なく、ボートパークの

使用に関して負担する義務の全部又は一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(許可艇の所有権の譲渡の禁止)

第十条 使用者は、有償又は無償を問わず、第三者に対し、許可艇の所有権の全部又は一部を譲渡してはならない。

第五章 利用契約

(利用契約の締結義務)

第十一条 使用者は、指定管理者とボートパークの利用に関する契約を締結しなければならない。

第六章 共有者

(共有者の人数等)

第十二条 共有者の人数は、許可艇一隻につき十人(使用許可時に十人に満たないときは、その人数)を超えてはならない。

2 共有者のうち一人を、当該許可艇の共有代表者とする。

(共有者の義務)

第十三条 共有者は、他のすべての共有者並びに県及び指定管理者に対し、県又は指定管理者からの共有者に対する通知の受領、県又は指定管理者に対する各種の申請その他共有者がこの基準の規定により負う義務を履行する義務を負うものとする。

(共有代表者)

第十四条 共有代表者は、許可艇の船舶検査証書の船舶所有者欄に記載された者でなければならない。

2 共有代表者は、他のすべての共有者並びに県及び指定管理者に対し、他のすべての共有者を代理して、前条の義務のほか、次の事項につきその他の共有者に優先して義務を負うものとする。

一 県又は指定管理者からのすべての共有者に対する通知を単独で受領すること。

二 県又は指定管理者に対する各種の申請を単独で行うこと。

3 共有者は、共有代表者を変更した場合には、その旨を指定管理者に届け出なければならない。

4 共有代表者が死亡した場合には、共有者は、その中から新たな共有代表者を定め、指定管理者に届け出なければならない。

(共有者の行為の効果)

第十五条 共有者がこの基準に基づいて行った行為及びボートパーク施設内において行った行為の効果は、行為者本人及び他のすべての共有者に及ぶものとする。

(共有持分譲渡の禁止)

第十六条 共有者は、許可艇の共有持分の全部又は一部を、他の共有者以外の者に譲渡してはならない。

(共有持分の変更の届出)

第十七条 共有者が許可艇の共有持分の全部又は一部を他の共有者に譲渡したときは、共有代表者は、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

第七章 スタッフ

(スタッフの行為の効果)

第十八条 スタッフがこの基準に基づいて行った行為及びボートパーク施設内において行った行為の効果は、すべて使用者に及ぶものとする。

(法人管理責任者の義務)

第十九条 法人管理責任者は、法人並びに県及び指定管理者に対し、県又は指定管理者から法人に対する通知の受領、県又は指定管理者に対する各種の申請その他法人がこの基準の規定により負う義務を履行する義務を負うものとする。

第八章 ボートパーク施設の使用制限

(行事開催時等の使用制限)

第二十条 指定管理者は、ボートパーク施設内において県又は指定管理者が主催し、共催し、又は後援する行事等の実施に際し、使用者及びスタッフのボートパーク施設の使用を制限することができる。

2 指定管理者は、県又は指定管理者が行うボートパーク施設の保守及び管理に必要な工事等の実施に際し、使用者及びスタッフのボートパーク施設の使用を制限することができる。

(緊急時の使用制限)

第二十一条 指定管理者は、次に掲げる事由によりボートパーク施設の全部又は一部の使用ができない場合には、使用者の承諾を得ることなく許可艇を移動させることができるものとする。

- 一 天災等によりボートパーク施設が著しい損傷を受けたとき。
- 二 行政機関が法令に基づいてボートパーク施設を使用するとき。
- 三 地震防災応急対策としてボートパーク施設が使用されるとき。

第九章 損害の負担及び紛争の処理

(許可艇等の損害の負担)

第二十二条 台風、地震、津波等の天災地変、第三者の行為、不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰すことができない事由によって、許可艇が滅失、き損、盗難等の損害を被り、又は他の使用者若しくは許可艇の同乗者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合においても、県及び指定管理者は、使用者及び第三者に対し、何ら責任を負わないものとする。

2 前項の場合において、滅失し、又はその全部若しくは一部が修理不能となった許可艇により他の許可艇のボートパーク内の航行等に支障を生じたときは、指定管理者は、使用者に対し許可艇のボートパーク施設内からの搬出を指示することができるものとする。

(紛争の処理)

第二十三条 使用者その他の乗船者の行為又は許可艇の航行により、漁業者その他第三者と

の間に紛争、海上事故等が発生したときは、使用者は、使用者自身の責任と負担においてこれを処理し、又は解決するものとする。

2 前項の場合において、すべての共有者は、相互に連帯して前項の責任を負い、処理又は解決するものとする。

3 第一項の場合において、県又は指定管理者が紛争、海上事故等の処理又は解決を行ったときは、それに要した費用は、すべて使用者の負担とする。

第十章 使用許可の取消し

(使用許可の取消し)

第二十四条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者が受けた使用許可は取り消すものとする。

- 一 使用許可の申請に際し、許可艇の所有者、共有者、共有持分、住所、許可艇の種類又は仕様その他の事項を偽り、又は不正の手段により使用許可を得た場合
- 二 第五条、第六条本文、第九条、第十条及び第十六条の規定に違反した場合
- 三 使用許可書の交付の日から起算して三月を経過する日までに許可艇をボートパークに搬入しない場合（事前に指定管理者の承認を得た場合を除く。）

第十一章 使用許可の終了

(死亡による使用許可の終了)

第二十五条 許可艇の単独所有者である使用者が死亡したときは、ボートパーク施設の使用許可は、何らの手続を要することなく終了するものとする。

(解散等による使用許可の終了)

第二十六条 使用者が法人である場合において、その法人が解散、営業の譲渡の議決又は他社との合併を行ったときは、ボートパーク施設の使用許可は、何らの手続を要することなく終了するものとする。ただし、他社との合併を行う場合において、使用者である法人が事前に指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(許可期間の更新)

第二十七条 使用者は、許可期間満了後も引き続きボートパーク施設を使用しようとするときは、許可期間満了の日から起算して二月前までに、使用許可期間更新の手続を終えなければならぬ。

(許可期間満了等の効果)

第二十八条 許可期間の満了、許可の取消しその他の事由により使用関係が終了したときは、使用者は、直ちに、許可艇を使用者の負担でボートパークから搬出しなければならない。

第十二章 雑則

(災害時の協力要請等)

第二十九条 県及び指定管理者が使用者又はスタッフに対し災害、催事等の際に許可艇の移動その他の協力を要請したときは、使用者及びスタッフは、当該要請に応じるよう努めなければならない。

(資料提出義務)

第三十条 使用者は、県又は指定管理者が使用者に対し相当の期限を定めて許可艇の所有関係、スタッフの資格その他の事項を確認するために資料の提出を求めたときは、直ちに当該資料を県又は指定管理者に提出しなければならない。

(施設の廃止)

第三十一条 県及び指定管理者は、天災地変によりボートパーク施設が著しい損傷を受けた場合などボートパークの運営に支障が生じると判断したときは、ボートパーク施設の全部若しくは一部を廃止し、又はその使用を制限することができるものとする。

2 前項の場合において、許可艇の占有は、県及び指定管理者に属することなく、使用者又はスタッフに属するものとし、使用者又はスタッフは、県及び指定管理者の承認を得て、許可艇の移動、保守及び管理を行うことができるものとする。

3 前二項の場合において、使用者は、県又は指定管理者に対し、異議申立てをし、又は損失補償等の請求をすることができない。

(委任事項)

第三十二条 この基準に定めるもののほか、ボートパークの運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この告示は、ボートパーク広島設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。